第9節　郵政行政の推進

1 概要

1 これまでの取組

1871年（明治4年）、新式郵便の創業から始まった郵政事業は、2021年（令和3年）に創業150年を迎えた。この間、郵政事業は、日本の成長と歩調を合わせるように、全国隅々にまで郵便局を通じたユニバーサルサービスを提供するとともに、時代の転換に併せて、その実施形態を国営・公社・民営化と変えてきた。

総務省では、日本郵政グループの経営の健全性と公正かつ自由な競争の確保、郵便局が提供するユニバーサルサービスの確保、郵便局ネットワークの地域での活用に取り組んできている。

2 今後の課題と方向性

日本郵政グループの経営状況についてみると、経常収益は減少傾向が続いているが、経常利益・当期純利益ベースでは一定水準を維持している。郵便局数は、約2万4千局の水準を維持しながら推移してきている。また、郵便・物流事業では郵便物の減少と荷物の増加、金融（貯金・保険）事業では残高の減少又は横ばいという状況が続いている。

日本郵政グループを取り巻く社会環境が変化する中にあっても、日本郵政グループが民間企業として必要な業績を確保しつつ、郵便局ネットワークとユニバーサルサービスが中長期的に維持されていくとともに、郵便局とその提供するサービスが国民・利用者への利便性向上や地域社会への貢献に資することが重要である。

総務省では、引き続き日本郵政グループの経営の健全性と公正かつ自由な競争を確保し、郵便局が提供するユニバーサルサービスの安定的な確保を図るとともに、約2万4千局の郵便局ネットワークを有効に活用し、デジタル化の進展にも対応しながら、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化などを通じ、国民・利用者への利便性向上や地域社会への貢献を推進する必要がある。

2 郵政行政の推進

1 郵政事業のユニバーサルサービスの確保

ア　郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度

2018年（平成30年）6月に、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設され、2019年（平成31年）4月から制度運用が開始された。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が、交付金の交付、拠出金の徴収等を実施しており、2022年度（令和4年度）の日本郵便への交付金の額は約2,808億円であり、拠出金の額はゆうちょ銀行が約2,307億円、かんぽ生命が約502億円となっている。

イ　郵便法などの一部改正による郵便サービスの見直し

普通扱い郵便物の配達頻度の見直しや送達日数の見直しなどを内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）が2021年（令和3

年）５月に施行されたことを受けて、日本郵便で、同年10月１日以降順次、土曜日の配達休止や送達日数の繰下げなどを内容とする郵便サービスの一部見直しが実施された（図表4-9-2-1）。

図表4-9-2-1　2021年10月以降に実施されている郵便サービスの一部見直しの内容

① 土曜日の配達休止

2021年10月２日(土)から実施。
※通常郵便物のみ。投票日前日の選挙運動用通常葉書は配達。

② 送達日数の繰り下げ（翌日配達→翌々日配達）

2021年10月１日(金)から段階的に実施。
※通常郵便物のみ。速達、書留、レタックス、ゆうパック等は変更なし。

＜従来17時までの差出しで翌日配達となる地域宛て＞

引受日	配達曜日		
	従来	2021年10月～	2022年1月22日～
月	火	火	水
火	水	水	木
水	木	木	金
木	金	金	月
金	土	月	月
土	月	月	火
日	月	火	火

※年賀状が一段落する2022年１月から地域ごとに本格実施。

③ 区内特別郵便物（大口割引）の差出し先の拡大

割引の条件である、その郵便物の配達局への差出しに関して、その郵便物の配達局を受け持つ地域区分局への差出しも割引対象に追加し、割引の適用範囲を拡大。

＜開始時期＞
・同時100通以上差出し　2021年10月～
・同時1,000通以上差出し　2022年４月～

④ 速達料金の引き下げ

速達料金を１割程度引き下げ。2021年10月１日(金)から実施。
※通常郵便物の送達日数の見直しに鑑み料金を引下げ

重量	9/30までの料金	10/1以降の料金
250gまで	290円	260円
1kgまで	390円	350円
4kgまで	660円	600円

【注】上記①～③は、郵便法等の一部改正（令和2年11月27日成立、令和3年5月1日施行）に基づき実施することとなったもの。

2 郵政事業の経営の健全性の確保

ア　ゆうちょ銀行・かんぽ生命の新サービス認可・届出

ゆうちょ銀行に対しては、2021年（令和３年）４月に「個人向け貸付業務（フラット35直接取扱など）」などについて、2022年（令和４年）３月に「投資一任契約の締結の媒介業務」について、それぞれ総務省及び金融庁において郵政民営化法に基づく認可を行った。

また、2021年（令和３年）６月には、日本郵政がかんぽ生命株式の２分の１以上を処分したことから、かんぽ生命の新規業務は認可制から届出制へ移行し、同年11月には、「医療特約の改定」の届出があった。

イ　デジタル時代における郵政事業の在り方

総務省では、2020年（令和２年）11月から、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し[*1]、懇談会では、2021年（令和３年）７月には日本郵政グループ・郵便局におけるデータの活用、日本郵政グループの地方創生・地域活性化への貢献、日本郵政グループにおけるコンプライアンス・グループガバナンスの強化、日本郵政グループによるSDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献・ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組などに関する提言を内容とする最終報告書を公表した。

総務省では、最終報告書の提言を踏まえ、信書の秘密や個人情報保護を確保しつつ日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進することを目的に、郵便局が保有・取得するデータの活用とプライバシー保護の両立を目指した検討を行うため、2021年（令和３年）10月から「郵便局デー

＊1　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu14_02000095.html

タの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催している[*2]。

ウ　日本郵政グループに対するモニタリングの推進

総務省では、2018年（平成30年）以降、かんぽ生命の不適正募集事案、ゆうちょ銀行のキャッシュレスサービス不正利用事案など、日本郵政グループで顧客に不利益を与える不祥事が発生していることを踏まえ、日本郵政・日本郵便の監督省庁として、必要な指導や行政処分を行い、その再発防止策のモニタリングなどを行ってきたが、2021年度（令和3年度）には、郵便局長による高額横領など事案や郵便物などの大量放棄事案など、郵政事業に対する国民の信頼を損なうような不祥事が頻発している状況にある。

総務省では、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会・コンプライアンスワーキンググループ」での検討結果を踏まえ、総務省の監督の基本的考え方などを整理し、2021年（令和3年）8月に、「日本郵政株式会社に対する監督指針」及び「日本郵便株式会社に対する監督指針」を策定・公表した。また、2022年（令和4年）2月には、郵政行政分野における総務省の監督態勢を強化し、専門家の助言を得つつ、事業者へのモニタリングを適確に進めることを目的とした「郵政行政モニタリング会合」を設置した。

3　地域活性化への貢献

ア　郵便局の活用支援

総務省では、2021年度（令和3年度）は、2019年度（令和元年度）から実施している「郵便局活性化推進事業（郵便局×地方自治体など×ICT）」において、地域の見守りと防災対策の推進（広島県三次市）、デジタル技術を活用した行政手続サポート（熊本県八代市及び沖縄県石垣市）に関する実証事業を実施した。

2022年（令和4年）1月には、これまでこの事業で実証を行った「スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス」が日本郵便による地方自治体向けのサービスとして開始された（図表4-9-2-2）。引き続き、この事業の成果を全国へ普及展開するとともに、郵便局と地方自治体などの連携のあり方についての更なるモデルケースを創出していく予定である。

＊2　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/postaldata_privacy/

図表4-9-2-2　スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス

イ　事務受託の推進

2021年（令和3年）5月に地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）が改正され[*3]、住民票の写しなど公的証明書の交付事務を受託するなど郵便局が地方公共団体から受託できる事務について、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新などの事務が新たに追加された。

また、総務省では、令和3年度補正予算で「郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業」を実施している（図表4-9-2-3）。この事業では、住民の生活インフラとして地域に密着している郵便局において、マイナンバーカードの利活用シーンの拡大に向けた実証事業を実施しており、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、ひいてはデジタル化の推進・地域活性化を目指している。

＊3　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）

図表4-9-2-3　郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業

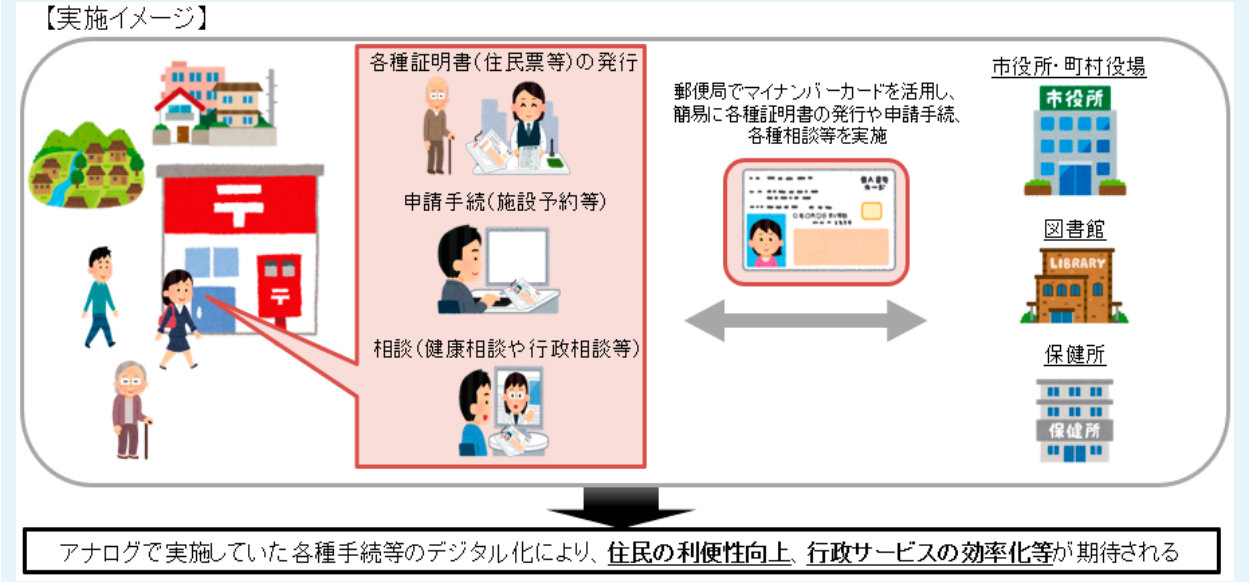

3　国際分野における郵政行政の推進

1　万国郵便連合（UPU）への対応

国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）では、普遍的な郵便サービス・ネットワークの世界的な発展を実現し、国際郵便に係る利便性の一層の向上を図るべく、様々な協力プロジェクトの実施や国際郵便に関する公正で開かれたルール作り（越境電子商取引の拡大に対応するためのルールづくり等）を主導的に進めている。

総務省では、UPUに対して任意拠出金を拠出し、様々な協力プロジェクトを行っており、協力プロジェクトを通じて、①災害に強い郵便ネットワーク構築の支援、②環境への負荷の少ない郵便ネットワーク作りの支援、③郵便ネットワークを地域の見守りなどの社会的ニーズや新ビジネス展開などの基盤として活用する取組の支援、④ICTなどの最先端技術を活用した郵便サービス・ネットワークの付加価値向上を図ることで、国際郵便ネットワーク・サービスの一層の発展に貢献するとともに、UPUにおける国際郵便に関する公正で開かれたルール作りに我が国として積極的に貢献している。

また、2012年（平成24年）10月から2021年（令和3年）8月まで郵便業務理事会の議長を務めた目時政彦氏は、2021年（令和3年）8月に開催された万国郵便大会議（第27回）の際に行われたUPU事務局長選挙でアジアから初めての当選を果たし、2022年（令和4年）1月からUPU事務局長に就任している（任期は1期間4年間、最大で2期まで可能）。

図表4-9-3-1　UPU事務局長に当選した際の目時政彦氏

（出典）日本郵便提供

2 日本型郵便インフラの海外展開支援

総務省では、政府の「インフラシステム海外展開戦略2025[*4]」（令和3年6月改訂）の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開を推進している。この取組は、東南アジア、インド、東欧などの主に新興国・途上国を対象に、我が国の郵便に関連する優れた技術や業務ノウハウを提供し、相手国の郵便事業の近代化・高度化を支援するものであり、郵便インフラの核である区分機などの更新や拡張の機会を捉え、区分センターで利用される機材などの周辺ビジネスの獲得を図りつつ、相手国の郵便事業全般に係るニーズや課題の把握に努め、eコマースやDX（デジタル・トランスフォーメーション）などのビジネスの可能性も探り、これらの分野での技術・知見を有する我が国企業の参入を促している。

引き続き各国との協力事業を深掘りしていくとともに、新たな協力対象国の発掘に向けた各地域の郵便事情に関する基礎調査などを実施していくことで、日本型郵便インフラシステムの海外展開を進めていく。

4 信書便事業の動向

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）により、民間事業者も信書の送達事業を行うことが可能となった。郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務のみを提供する特定信書便事業については、586者（2022年度（令和4年度）末現在）が参入しており、顧客のニーズに応えて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみなどのメッセージを装飾が施された台紙などと一緒に配達する電報類似サービスなどが提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての周知を行っている。

＊4　インフラシステム海外展開戦略2025：
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf